

マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願に関する手続の情報収集作業（要約）

I. 本情報収集の目的

各国のマドプロ制度の手続について「暫定的拒絶通報を受領した場合の手続」を中心に情報を収集し、ユーザーへ情報提供することにより、マドプロの円滑な運用とユーザーの利便性及び利用促進を図ることを目的とする。

II. 本情報収集の内容

1. 情報収集対象国

中国、韓国、イスラエル

2. 情報収集対象項目

- (1) 商標法の動向等
- (2) 商標の定義
- (3) 方式要件
- (4) 審査
 - (i) 実体審査の概略
 - (ii) 審査内容
 - (iii) 暫定的拒絶通報の期間
 - (iv) 絶対的拒絶理由の内容
 - (v) 相対的拒絶理由の内容
- (5) 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続
 - (i) 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶／一部拒絶の取扱い
 - (ii) 暫定的拒絶通報への応答期間
 - (iii) 現地代理人の必要性の有無及び現地代理人の調査方法等
 - (iv) 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続
 - (v) 暫定的拒絶通報に対し各国に応答しない場合又は応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略
- (6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略
- (7) 登録
 - (i) 登録簿
 - (ii) 登録証書の発行
- (8) 登録後の注意事項
- (9) 異議

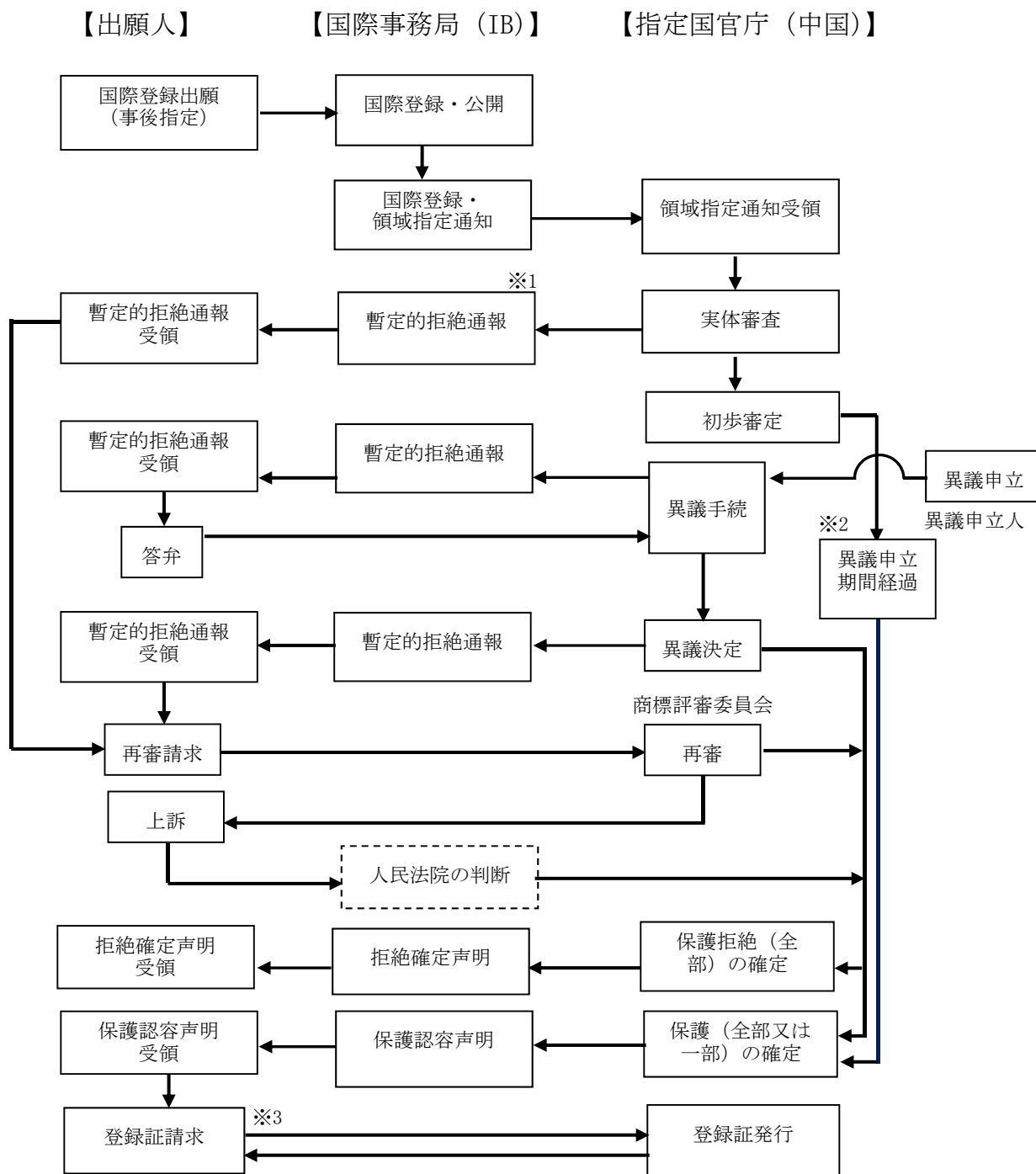
- (10) 上訴
- (11) 権利行使
 - (i) 権利の発生時期、条件
 - (ii) 侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）
- (12) マドリッド協定議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い
- (13) マドリッド協定議定書に関する宣言
 - (i) 手数料（個別手数料の宣言の有無）
 - (ii) 暫定的拒絶通報期間（18 か月）に関する宣言
 - (iii) 使用意思の宣言
 - (iv) ライセンスに関する宣言
- (14) 特徴的な制度
- (15) ウェブサイト等から入手可能な情報
 - (i) 商標検索システム
 - (ii) 有効な指定商品・役務（サービス）名を確認するサイト

Ⅲ. 実体審査の概略

各国の実体審査の概略フローは下記のとおりである。

1. 中国

図1：実体審査の概略フロー（中国）



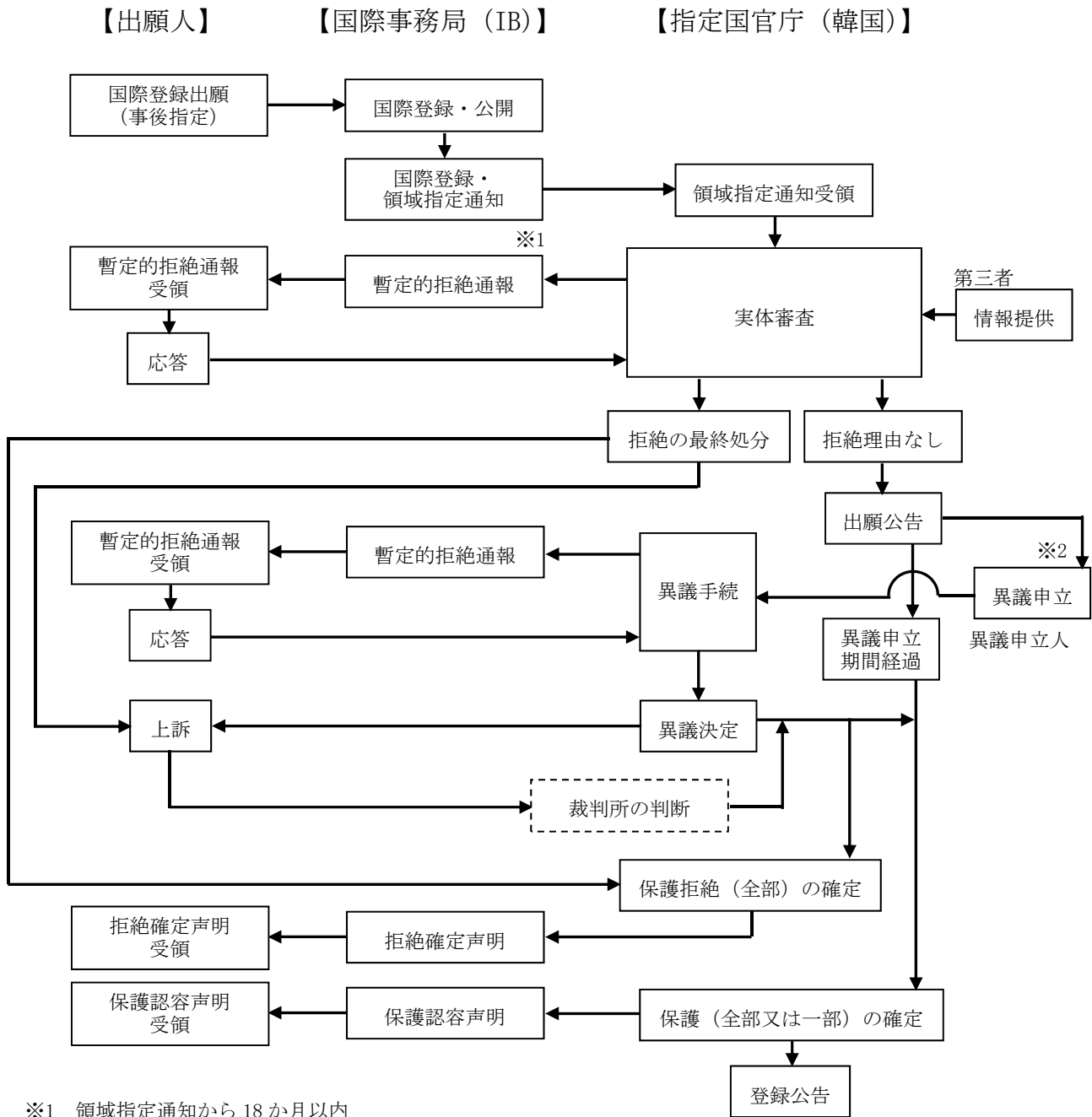
※1 領域指定通知から 18 か月以内

※2 異議申立期間は、国際公告日の翌月の 1 日から 3 か月以内

※3 商標権者が発行を申請した場合のみ登録証明証が発行される

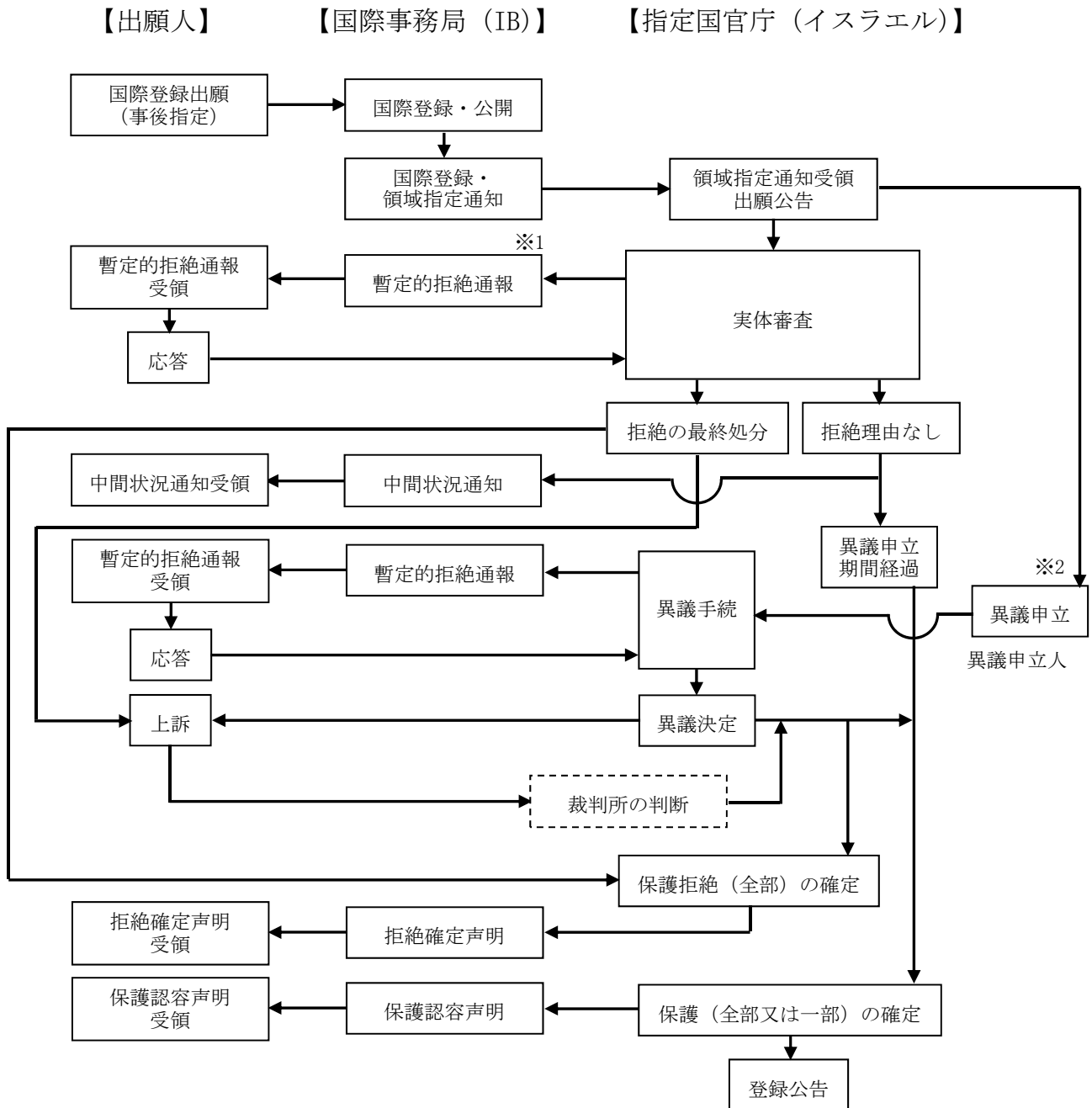
2. 韓国

図2：実体審査の概略フロー（韓国）



3. イスラエル

図3：実体審査の概略フロー（イスラエル）



※1 領域指定通知から 18 か月以内
 ※2 異議申立期間は出願公告から 3 か月間